

議 事 日 程 (第 3 号)

令和2年6月12日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第39号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

議第40号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第41号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第42号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

| | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 本 間 知 広 君 | 2番 | 那 須 正 幸 君 |
| 3番 | 佐 藤 俊 太 郎 君 | 4番 | 佐 藤 光 保 君 |
| 5番 | 齋 藤 武 君 | 6番 | 松 永 裕 美 君 |
| 7番 | 菅 原 和 幸 君 | 8番 | 赤 塚 英 一 君 |
| 9番 | 阿 部 満 吉 君 | 10番 | 高 橋 冠 治 君 |
| 11番 | 齋 藤 弥 志 夫 君 | | |

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 時田博機君 | 副町長 | 本宮茂樹君 |
| 総務課長 | 堀修君 | 企画課長 | 高橋務君 |
| 産業課長 | 佐藤啓之君 | 地域生活課長 | 畠中良一君 |
| 健康福祉課長 | 中川三彦君 | 町民課長 | 高橋晃弘君 |
| 会計管理者 | 佐藤光弥君 | 教育長 | 那須栄一君 |
| 教育委員会 | 高橋善之君 | | |
| 教育課長 | | | |

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤廉造 議事係長 東海林エリ 書記 瀧口めぐみ

☆

補正予算審査特別委員会

委員長(齋藤 武君) おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時)

委員長(齋藤 武君) 上衣は自由にしてください。

また、気温が上がってまいりますので、マスクについても同様、各自の判断をお願いいたします。

6月10日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分不慣れでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第39号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)、議第40号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第41号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)、議第42号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)、以上4件であります。

お諮りいたします。4議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(齋藤 武君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、補正予算の審査に入ります。

1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) おはようございます。それでは、私のほうから質疑したいと思いますけれども、まず歳入の部分でお聞きをいたします。款20の繰越金とあります。繰越金1,132万3,000円、前年度繰越しというふうに書いてありますけれども、ここの説明、ちょっとお願いしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

前年度繰越金1,132万3,000円であります。これにつきましては、前年度繰越金につきましては、令和2年度の当初予算編成においても、例年同様に6,000万円ほど予算計上をしているところであります。そして、今回6月補正におきまして、1,132万3,000円を歳入として予算計上をさせていただきました。前年度繰越金につきましては、当初予算、それから次期補正予算に対応する財源といたしまして、普通交付税と合わせまして、補正予算の一般財源として措置しているものでございます。繰越金の額につきましては、現在決算統計の作業段階でありますので、最終的な額は控えさせていただきますが、おむね前年並みの見通しが立ったところでありますので、今回の補正予算の財源として予算計上したものでございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) いわゆる一般的に言うところの今のご説明ですと、予備費的な感じを受けるのですが、前年度繰越金ということは、これ30年度からの繰越しということなのでしょうか。ちょっとそこら辺も詳しくお願いします。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

これにつきましては前年度といいますか、令和元年度という意味でございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) すみません、令和元年度でございました。当初で、いわゆる6,000万円の繰越金ということで予算を計上して、やはり先ほどの説明ですと、今後の財源を確保していくという意味合いでというお話でございました。分かりました。理解いたしました。この繰越しに財源を確保するという意味合いがあったということなのですか、やはり財政、先を見ながらの措置に当然、金額的にもなっていくということになっていくと思うのですが、最終的な繰越しは今現在行っているということでございますので、9月です、出るのかなというふうに思っているところですが、今の3月に当初予算案が出て、6月に補正がかかる、補正がかかるというか、補正で1,100万円ほど出ているというところで、当初の予算の段階で、そこら辺どういう感触だったのかということをお聞きしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

令和元年度の決算につきましては、役所の出納閉鎖期が5月末ということになってございますので、その段階でないと収入、支出とも確定をしないということでございます。今6月でございますので、出納閉鎖期は終了したわけでございますので、最終のチェックを今行っているということでございます。例年であれば数億円、昨年度で幾らでした、4億円とか、そういった繰越金が出ているわけでありまして、今年度も同じレベルの繰越金になるのではないかと推定をさせていただきます。そういった意味で毎年、当初予算においても、また補正予算の財源としても繰越金を活用させていただいているということでございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) はい、分かりました。5月末ということでしたので、前年度の意味が何となく分かったような気がいたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして同じく歳入でございます。款22の町債ということで、これ140万円、新庁舎建設事業債ということで計上になっておりますけれども、この説明をお願いしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

新庁舎建設事業債ということで140万円であります。これにつきましては、歳出のほうに総務費、総務管理費、一般管理費の委託料のところで165万円ほど設計監理委託料を計上してございますけれども、これに伴う歳入ということで町債ということで充てさせていただいております。外構工事の設計見直し業務委託料、これが165万円、充当率を90%見てございまして、10万円以下の端数を切り捨てて140万円ということで町債を充てさせていただいているということでございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) では、確認をしたいと思いますが、これ設計監理委託料、外構工事分というご説明でございましたけれども、これはいわゆる新たに出た設計委託料ということになりますでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

歳出のほうの一般管理費は、先ほど申し上げました設計監理委託料165万円の中身について説明をさせていただきます。これは、4月の21日に全員協議会のほうでも内容を説明しましたけれども、当初予算で計上していました、外構工事として計上してございました無散水融雪設備が補助対象になったということで見直しをしなければいけないということで、今回、無散水融雪設備を取りやめまして、通常の舗装工事にするということで、それに伴う設計の見直しをしなければいけないということで165万円を計上させていただいたものでございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) はい、分かりました。いわゆる駐車場の部分の融雪の説明を受けていたわけでありましてけれども、それが補助対象にならないということで、確かに全協で説明を受けた経緯がございました。それに代わって、通常のいわゆる工事にするための新たな設計委託料ということで理解してよろしいでしょうか。確認の上でもう一度お願いしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

無散水融雪装置をやめて、通常の舗装工事にするということで、その積算の委託料を発注するという内容でございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) はい、分かりました。

それでは、町債のほうはこれで終わりにして、続きまして歳出、歳入も同額なのですが、款2総務費の8目企画費でございます。18節負担金補助及び交付金のところ、コミュニティ助成事業交付金250万円ということ

で載っておりますが、こちらのほうを概要の説明、お願いしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

コミュニティ助成事業交付金250万円につきましては、服部興野自治会が集落内の公園に設置をする遊具、それからお祭り用の太鼓、こういったものを購入したいということで、財団法人自治総合センターに事業申請をしていたということでございます。それが昨年度の秋に申請をして、それが今年の3月の末に事業採択をされたということになります。事業採択に当たっては、財団法人自治総合センターにおいては、直接その団体にお支払いをするのではなく、地元の自治体に一旦交付をし、それを受けて自治体がまた事業団体に交付をすると、そういう形を取っておりますので、町の雑入に歳入として予算化をする必要があるということでの計上でございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) ただいまの説明で採択が今年の3月というお話でございました。採択になっていなかったの、当初予算には載せられなかったという認識でよろしいでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) 自治総合センターで実施しておりますコミュニティ助成事業につきましては、例年、秋に申請をしまして、それが採択する、しないの連絡が年度末、3月の末もしくは4月の当初というふうなことで、そういったサイクルでなっておりますので、当初予算にはもちろん計上することができないということでもあります。こういった助成事業を受ける場合、採択された場合は、例年6月議会に提案をさせていただいてると、そういうようなことでございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) 今回の助成として服部興野地内の公園の遊具ですとか、そういった類いの助成ということでございましたが、これ毎年、申請というのはあるものなののでしょうか。これちょっとそこら辺の経緯も含めて説明お願いしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをします。

毎年、夏頃に事業の実施要綱が町に届けられます。それを基に区長会等に情報提供しながら、事業実施を希望する団体については申請書の作成をお願いをしているというふうなことであります。ここ最近でいきますと、ほぼ毎年何らかの団体が申請をしているということでもありますけれども、採択なるかならないかというのは、なかなか見通しが、そのとき年度末にならないとつかないということでもあります。最近の例でいきますと、まちづくり協議会で吹浦の備品、吹浦まちづくりセンターの備品を購入したり、あるいはもう少し前だと、駅前一区の自治会館の建設についても、これは何年かかかりましたけれども、採択になったりというふうな事例がございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) 毎年、申請は出しているのだけれども、採択になるかどうかというところの話でいくと、やはり審査があると推察をいたしますが、やはり例えば申請の内容ですとか、規模も含めてなのでしょうけれども、そういったものを勘案しながら審査をして、通りました、通りませんでしたみたいな話になるものの類い

なのでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

事業につきましては、宝くじの収益金を原資にしているということで、毎年事業の、いわゆる大枠と申しますか、採択数が毎年ほぼ決まっているというふうな中で、県内あるいは東北、そういったところでの採択数から大体早く年数がたっているものですか、やっぱり緊急性があるとか、そういうところを勘案して採択されているというふうに思っているところでございます。ですから、タイミングによっては、1年目で採択をされるということもありますけれども、駅前一区自治会館のように6年くらい待って、6年連続で申請をしてやっと採択になったというような、そういった事例もございまして、事業申請すれば必ず採択になるというものでもないというふうなことでございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) 今のちょっとお話を聞いて、宝くじだけに当たるか当たらないかみたいな気持ちにもちょっとなったわけでございますけれども。大体概要分かりました。粘り強く出していけば、もらえるかもしれないということでありましたので、そこら辺も含めてちょっと情報発信なんかもできればなというふうに思います。

あと、最後ですけれども、これ250万円ということとなっておりますが、助成金額の上限と申しますか、そういったものもあると思いますので、そこら辺ちょっと伺って。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

今回の一般コミュニティー助成ということで、こういった地域活動等については上限が250万円となっております。あとは自治会館と公民館の整備については、上限が1,500万円となっているというふうなことで、幾つかの事業区分ごとにそういった上限が定められているというふうなことでございます。今回の服部興野自治会につきましては、総事業費としては270万8,000円ほど予定しているということでもありますので、地元のご負担も若干はありますけれども、大変いい制度でありますので、当たってよかったなというふうに思っているところでございます。

委員長(齋藤 武君) 1番、本間知広委員。

1 番(本間知広君) はい、分かりました。複数、今ご説明あったのが2つなのですが、そのほかにも少しはあるという認識、後で確認をさせていただきたいと思っております。

終わります。以上です。

委員長(齋藤 武君) これにて1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) おはようございます。それでは、私のほうから質疑をさせていただきたいと思っております。一般会計予算の中のほうからですが、3の歳出のほうの8ページ、款8土木費になります。目の2道路新設改良費の中の節14工事請負費660万円、町道改良工事費について内容をお伺いしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

この工事費につきましては、吹浦地内の町道布倉線の道路改良の拡幅改良工事でございます。工事の内容につきましては、今年2月に開催されました議員全員協議会の中でもご説明をさせていただいたところでございます。全員協議会におかれましては、議員の皆様よりご理解いただいたところでございます。ありがとうございました。改めて工事の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。吹浦まちづくりセンター前の道路につきましては、平成28年度に吹浦防災センターの建設に併せまして、幅員4メートルから6メートルの道路へ拡幅改良済みでございます。ただ、大物忌神社前の角地につきましては、現道幅員が4メートルということで大型車、そして検診車、また消防車などの緊急車両につきましては、切替えしないと曲がることのできない幅員の狭い道路になってございます。このたび角地の家屋が空き家になったこと、またかねてより地元からも角地の拡幅について要望もあったことから、今回道路の拡幅改良に伴います補正をお願いするものでございます。工事の内容につきましては、現道幅員4メートルから6メートルへ拡幅しまして、角地へ隅切りを設ける工事となります。延長は、約20メートルでございます。なお、道路拡幅部より外れた残地につきましては舗装しまして、吹浦まちづくりセンターの敷地の一部として活用の予定でございます。拡幅工事を行うことによりまして、防災センターとして、またコミュニティー施設としての機能向上が図れるものと思われま

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 今課長のほうからご説明がありました。私、地元の者といましては、本当に防災センターの利用に関しては、地域の皆様も本当に数多い皆様からご利用いただいております、やはり皆さんも多分分かると思うのですけれども、神社の1番の鳥居を入りまして、多分2番目の鳥居の手前の右角のうちだと思うのですけれども、ちょうど神社のほうに向かひまして入っていくと、向こうから来る車が見えないわけがあります。反対に防災センターから出る車もまた来るのが分からないという、そんな危険な状況になってお

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えします。

電柱1本につきましては移転すると。今回の工事に併せまして別場所に移転して、車の交通に支障のないような箇所

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 今のお話を伺いました。電柱のほうは移転ということで、お願いできるということでありました。花壇の中に遊佐町の看板があるわけなのですけれども、掲示板といいましょうか。あの掲示板が神社のほうに向いているわけなのです。あの掲示板の例えば角度とかは、あのままの角度でいいわけなのでしょ

うか。その辺のところもちょっとお聞きしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) 地域生活、あくまでも道路改良工事に携わるということでございますので、看板設置につきましては、また所管のほうと位置、また方向、どっち向きがいいのか、改めてご協議いただいて決定していただければいいのかなというふうに思います。

委員長(齋藤 武君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 工事費用ということで予算のほうの計上ということでしたけれども、こちらの工事完了予定はいつ頃になっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

今回の補正、ご承認いただいたならば、まずは相手方と用地補償の契約をさせていただき予定でございます。その土地、町の所有になったことを確認後、できれば7月中に工事を発注したいというふうに考えてございます。なお、敷地内には母屋と物置でございます。こちらにつきましては、相手方より解体をしていただきまして、更地にて町のほうへ引渡しをしていただくということにしております。工事完了予定でございますけれども、11月に開催されますまちづくりセンター祭りですか、昔の公民館祭り前頃までに完成をさせて、供用開始図れればいいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 今課長からもご説明いただきまして、11月頃までには完了ということでありました。11月といいますと、やはりこれからまた雪が降る場面も出てくるのかなと思います。除雪に関しましても、やはり事務局長をはじめ職員の皆さんが一生懸命あの駐車場をととても利用しやすい広い駐車場になって除雪のほうもやっただいておりました。また、道路が拡張するということで、除雪車の要請もスムーズにできるのではないかと考えておりますので、ぜひ進めていただければありがたいなと考えております。これにつきまして、また改めて質問させていただきたいと思うのですけれども、同じくこの目の中の16の公有財産購入費ということで、用地取得費が136万円という形で上がっておりますが、この内訳もお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

用地取得費136万円でございます。用地取得につきましては道路の拡幅部だけでなく、1筆そのまま購入をさせていただくことにさせていただいております。取得面積につきましては194.82平米、約58坪でございます。地目は宅地でございます、1平米当たり6,940円で取得したいというふうに考えてございます。なお、取得の単価につきましては不動産鑑定士のほうにお願いしまして、単価のほうを決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 今お話がありました。多分これが土地の用地の取得ということでお話がありましたけれ

ども、1平米当たり6,940円ということは、坪単価、大体1万8,000円、1万9,000円前後という形になるかなと思いますので、そんなに認識では高くはない、安くもない、通常どおりの土地の評価かなと私は思っております。土地の購入費につきましても予算の計上ということで今回上げていただきましたけれども、その中で、また予算の中で21番に補償補填及び賠償金という形で、物件補償費244万円も計上なされておりますけれども、その内容も伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

補償補填でございます。敷地内には、木造二階建ての母屋1棟と木造二階建ての物置1棟がございます。母屋と物置の解体経費でございます。補正予算、ご承認いただいたならば相手方と契約をさせていただきまして、先ほども申し上げましたけれども、相手方より解体をしていただきまして、町のほうへ更地にて引渡しをしていただくということで考えてございます。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 2番、那須正幸委員。

2番(那須正幸君) 母屋の解体費用という形で240万円ほどの予算の計上ということであります。解体というのがひとときよりも今いろいろな部材を分けなければならないということで、この場所にはやはりアルミ製のカーポートなども多分裏手のほうにはあったのかなと思っております。実は木造、またサッシ、金属サッシなどの解体もありますけれども、実はアルミのポリカーボネートといいましょうか、屋根に使われている材料とかが非常に高く、買うよりも廃棄するほうがかかるといふ。割と現在では解体費用が少し高くなっておりまして、なかなか費用がかさむという形になっておりましたので、この金額で上がるのであれば、ぜひ地域のためにも少し見通しができるような防災センターになるのではないかと考えておりますので、ぜひ進めていただければ、私としては地元のほうでもありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからの質問は以上です。終わります。ありがとうございます。

委員長(齋藤 武君) 以上で2番、那須正幸委員の質疑は終了いたします。

3番、佐藤俊太郎委員。

3番(佐藤俊太郎君) それでは、歳出7ページ、児童福祉費、4、児童措置費、節12委託料61万6,000円の児童手当システム改修委託料、これについて説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

委員長(齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

歳出の児童福祉費、児童手当システム改修委託料でございます。こちらの委託料につきましては、児童手当システムに係る標準レイアウトの改版に伴うシステム改修の委託料というふうなことで、61万6,000円ということで計上しております。56万円に消費税という内訳でございます。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3番(佐藤俊太郎君) こういうシステム改修という名目でございますが、システム改修をしなければならないというふうに至った経緯というのは、どのような経緯なものでしょうか。ご説明をお願いします。

委員長(齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

このシステムについては、児童手当を支給するに当たって、町のほうで使っているシステムでございまして、そのシステムによって児童手当をスムーズに支給をするという形になります。そもそも国のほうから示されたシステムに基づいて導入をしているものでございまして、改修費用につきましては国から3分の2の補助金が出るという中身になってございます。児童手当のシステムにつきましては、年々使用するに当たって不具合を改修していくということは避けられないことございまして、今回の改修につきましては児童手当の支給開始、変更、それから小別の年月を新たに追加をしたり変更したりするものということで、これまでこのシステムを使用してきた中で、さらに使いやすいシステムに変えていくというふうなことで今回、改修を行うという中身になってございます。

委員長(齋藤 武君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 内容は、大体分かりました。そしたら、改修はどちらのほうに依頼をなさっていらっしゃるのでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

今回の児童手当のシステムも含めまして、町の基幹システムを担っていただいている会社のほうにシステム改修を依頼する予定となっております。

委員長(齋藤 武君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 今まで依頼をしていたなじみの会社という理解でよろしいですか。

委員長(齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

なじみの会社というのは、適切な表現かどうかは分かりませんが、基幹システムを保守していただいている会社ということでございます。

委員長(齋藤 武君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) そうしますと、今まで多々改修をしてきた中で、さらに利便性を高めるための改修という理解でよろしいですか。

委員長(齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

そのとおりで結構だと思いますし、システムに関しましてはほかのシステムも併せまして、やはり使っていくたびにいろいろとこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというふうなものが出てきます。今回のシステム改修につきましても、今年度の令和2年度というふうなことでのメーター、システム改修でございまして、今後令和3年度、4年度というふうなことでシステム改修が行われる可能性がございます。

以上です。

委員長(齋藤 武君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 日頃、システム改修、この改修について、当町で委託をしないことができるというような手だて、方法は全くないものでございましょうか。

委員長(齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

なかなか使っているシステムと申しますのが複雑なシステムでございまして、そのシステムを改修するに当たっては、それ相当の技術を持ったシステムエンジニアの方が関わる必要があるというふうに理解をしております。町のほうでも情報統計系のほうでそういったシステムに関しては対応をしておるのでございますが、さすがに職員で対応できるレベルではないというふうに理解しております。

委員長(齋藤 武君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 今のご説明で了解いたしました。速やかな改修をして、利便性を高めていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、続きまして8ページ、款7商工費、項商工費、目観光費の節12委託料、金額112万円。説明が看板等作成設置委託料、これについてご説明をお願いいたします。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

この委託料につきましては、東北・夢の桜街道札所看板設置製作委託料というふうなことでございます。東北観光推進機構と連携をした多言語の看板を統一仕様で設置をするというもので、東北管内の自治体、10自治体の連携事業となっております。多言語等の中身につきましては、日本語、英語、中国語、タイ語というふうなことになってございます。この事業につきましては、国の補助事業でもありますので、歳入のほうにも商工費補助金ということで89万2,000円の歳入がございまして、町の負担割合が2割というふうな、こういった事業でございまして。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) すみません、場所を言うのを忘れました。場所につきましては、中山河川公園の右岸側というふうなことで予定をしているところでございます。

委員長(齋藤 武君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 多言語で説明書が記載されるという国際的な看板だというふうに理解をいたしました。

それでは、設置についてですけれども、設置場所については河川公園の中、つまり町有地、町管理地という理解でよろしいでございましてか。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

設置場所につきましては、橋のたもと付近にバスの停留所が、スクールバスの停留所がございましてけれども、その周辺ということで予定をしております。もちろん河川敷、堤防内には、基本的には設置できませんので、そこにかからないようなことで地元と詳細を調整をしまして、最終的な場所を決めるということでございますけれども、いわゆる中山集落の入り口のところというふうな認識でございまして。

委員長(齋藤 武君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 今のご説明ですと、これから地域の人々と話し合いを実施するということがよろしいですか。

委員長(齋藤 武君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) 設置場所については、今後詳細の調整を行うというふうなことでございます。

委員長(齋藤 武君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) その場所、私かなりよく知っている地域でございますが、非常に冬期間吹きだまりが発生する場所でございます、吹きだまりがなるべく発生せず、また来られた観光客がよく理解できるような場所を選定をしていただきたいというふうに思います。それを希望して、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

委員長(齋藤 武君) 以上で3番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) ちょっと時間の配分が、心の準備と。それでは、私のほうから質問させていただきます。それでは、非常に今回の案件、細かい点まで入り込まないと時間がちょっと余ってしまうかもしれませんので、ちょっとずれている質問するかもしれませんが、お許しください。

最初に、地域生活課長のほうにお伺いします。関連しますのは8款の土木費、2項の道路橋梁費、2目の道路新設改良費、この部分で先ほど2番委員のほうからも質問あった件でございます。ちょっと最初、蛇足的なことを言いますと、現場を今日4時半に起きて見に行ってきました。ちょっと思ったのとは全然違っている状況でございます、挙げ句の果て付近の犬からほえられまして、非常に苦い経験したところでございます。ちょっと冗談っぽいことを申し上げましたが、一応先ほど那須委員の質問とダブらないようには質問させていただきます。一応空き家ということで、2月の全員協議会で説明を受けたことは承知しておりますが、先ほどの説明ですと7月に工事発注をするという予定のようでございます。当然事前の調整は終えていると思っておりますが、当然所有権移転登記、法務局等にする必要があると思っておりますが、一応今日の本議会で決議いただいたら、順調に6月中くらいには用地の取得が可能なのか、第1点目、お伺いします。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

予算のほうご承認いただければ早速、用地のほう契約、来週にでも早々入らせていく予定にさせていただいております。土地の所有移転ですけれども、確認をさせてもらいましたけれども、6月中には完了できるのではないかとということで、担当のほうも確認をしてございます。まず、6月いっぱいくらいまでには町の所有移転ということで、登記のほうは完了になる見込みでございます。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) それで、ちょっと手続的なことを質問させていただきますが、今回あくまでも契約行為の議案として出ておりますが、過去27年に私議員になったわけで、その後経過をして、議案のちょっと経過を見ました。町道認定、廃止の件について若干触れさせていただきますが、一応今回、用地を取得して拡幅になるわけですが、起終点は変わらないということは承知はしております。それで、ちょっと主立ったものを言いますと、30年の3月議会では大楯浄水場のところ、一応廃止をして新設をするというような案件がありまして。あと、関連しますと、道路の新設では舞鶴のところの2路線、あと五所ノ馬場の部分。あとは、高瀬地区の畑地区では畑西線の取付け部分、この部分が入っているようですが、こういう拡幅の場合は、特にそういう道路の認定とか関係ないと思うのですが、当然道路台帳とか整備はなっていると思っておりますので、そういう手続面に

ついて何か事務的なことですが、1つ質問させていただきます。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

議会のほうに付さなければならない町道路線の基準でございますけれども、1つとしましては新たに町道を新設した場合、また町道を廃止した場合、3つ目としましては同じ路線で起終点が変わった場合、議会に付さなければならないという形で決まっております。今回の改良工事につきましては、起終点は変わりません。同じ路線内での拡幅工事でありますので、議会のご承認は必要なく、事務処理としましては拡幅になった箇所の変更についての告示をすればよいということになってございます。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) そういうやっぱり告示的な事務処理は必要ということは理解をさせていただきました。

続きまして、先ほどの答弁で6メートル幅の道路というようなことの説明あったようですが、平成の初め頃とつか、圃場整備をさんざんいろいろやったわけですが、最低の農道幅が5メートルで計画したのがほとんどでございます。それで、今朝見に行きましたら、大物忌神社のほうの柵というのですか、あそこから道路側溝までの部分は5メートル10でした。側溝も含めれば、当然6メートル近くになると思うのですが、今ここだけではなくて、道路をする場合、町道として認定する場合は、例えば最少5メートルとか、そういう規定があるものかどうか、質問させていただきます。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

町のほうで町道認定する場合、内規といいますか、一定基準ございまして、道路幅員につきましては4メートル以上ということで、その辺を確認はさせていただいております。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 今買収して拡幅になるところは、さっき言ったとおり測ってみますと3メートル10ありましたので、拡幅すれば6メートルくらいになると、そういうことになると思うのですが、ちょっと申し上げますと、あくまでもこれ、その今の申請とつか、提案になっている場所を曲がりますと、前の筒井議員の自宅の脇に鳥居がありますが、神社に入る鳥居、あの基礎を測ってみますと3メートル50しかないということでございます。あれはいいとして。ああいうものだと当然、財産的には町の財産になっているものなのですか、町道の敷地は。ちょっと通告はしていませんでしたが。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

神社前、1の鳥居から2の鳥居まで真正面の正面道路ありますけれども、そこにつきましては境内地になってございます。2の鳥居から吹浦まちセン、池の前になりますけれども、池の前の道路につきましては底地、町有地ということでございます。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 境内地ということを知っていて質問させてもらったのですが、あの幅が3メートル50、奥に行くと6メートルの道路になると、そういう状況になるということをあえてここで言いたくてちょっと質問をさせていただきました。

それで、今答弁であったとおり、あそこは鳥海山大物忌神社の吹浦口ノ宮の境内敷地になっているということは、ちょうど出っ張っているようになっていまして。ただ、この申請の町道の区域は外れているということは、平成26年の年に教育課のほうでまとめた冊子で確認をさせていただきました。それで、当然境内地の中を通過して今、町道改良になるわけですが、以前、国指定の指定になったときに、調整しなかった時点で問題が発生したということのをちょっと記憶しておりましたが、今回のこの町道の改良のために境内地の認定を受けているところの調整とかは必要ないことだったのか伺いたいのですが。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

今回拡幅します道路につきましては、史跡指定地より外れております。史跡指定地に隣接してございますけれども、文化財担当課であります町の教育課、文化係のほうへ確認をさせていただきました。史跡指定地外での工事でありますので、支障はないということで確認をさせていただいております。なお、隣接してありますので、文化係のほうへも道路拡幅の計画図面等については情報提供をさせていただいております。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 非常に聞くことの項目が少ないので、申し訳ないのですが、先ほどの2番委員の質問に対して答弁では買収になった土地を防災センターの土地として残して、それで町道を確保すると。ですから、基本的には今買収になった土地は道路の用地の部分と防災センターの土地、これを2つに分かれるという認識でよろしいのでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えします。

角地につきましては、オープンですと、どこからも車両が入っていくという形になりましたので、隅切り部分につきましては、ガードレール等の柵でもって入り口をきっちりと仕切りたいというふうにご考えてございます。あわせて、現在、今回買収します土地とセンターの間にフェンスございますので、そのフェンスにつきましても、西側のほうの道路の末端のほうまで移設をして、道路から外れた分につきましては公民館、まちづくりセンターの敷地の一部として活用していく計画、予定でございます。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 今朝行ったときにツツジがちょうどきれいに防災センターの脇に咲いていまして、今言ったことを質問しますと、当然防災センターの用地としていくなれば、やはり継続的な美観上、ああいうものも設けていくべきかなと、そう個人的には考えます。それで、ここは全部、提案になっている予算の中で、買収した土地を舗装するのか。先ほどの2番委員の答弁では、看板の質問されていましたが、所管が別の課ということで答弁されたようですが、今回はあくまでも町道の拡幅部分以外の土地についても地域生活課のほうで対応になって、全部同じように舗装になるということの内容でよろしいのか伺います。

委員長(齋藤 武君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

買収地での工事ですので、残地はそこは残さず、残につきましては舗装をさせていただきまして、センターの敷地として活用していくという形で町のほうで、地域生活課のほうで併せて残につきましては舗装を上げるという計画であります。

以上でございます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 一応これで地域生活課のほうの質問は終わりたいと思います。

続きまして、産業課のほうに質問を移らせていただきます。産業課所管の事業、内容があまり多くないものですから、非常に質問することについて悩んだところがございますが、1つは16款県支出金の収入のほうですが、県補助金、農林水産事業費県補助金でございます。それで、1点目の件では歳出のほう、6款の同じく農林水産事業費の農業振興費のほうの部分でございます。事業名でいきますと、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業でございます。農業関係ですと名前が長くて非常に多岐にわたるものですから、どれがどういう事業だかちょっと悩むのですが、いろいろ県の事業の内容を見ますと、去年からこの事業制度が統合してなったようでございます。それで、去年のちょっと自分の議案のメモを見ますと、そういう答弁を課長のほうからされたと、そのような内容でございます。それで、この事業の概要を見ますと、配分の基準のポイントとか、いろいろ総合的に町が把握してというのでしょうか、そういうものを積み上げをして、県のほうとか国のほうに上げていって対応する何かポイント制というのですか、そういう事業がこの事業の中心のようですが、最初にその辺のポイントのことについて課長のほうに伺いたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

委員のご質問のとおり、強い農業・担い手づくり総合支援交付金については、地域農業の担い手の育成、確保とその経営発展を支援するという事で、意欲のある認定農家等への農業用機械や施設の導入等を支援する事業でございますけれども、当然ある程度の目標を設定しないと、機械の導入はできないということになってございまして、それをポイント制にしているところであります。1つが付加価値額の拡大について、それから経営面積の拡大あるいは多様な人材の育成、確保、学校給食への提供あるいは人・農地プランの実質化への取組等がポイントとなって点数制になってございます。

以上です。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 去年のある日、ここである方と会ったのですが、入り口で会ったときに点数足りなかったということと言われて、何のことだと思ったら、この事業のことだと思うのですが、当然ある人が申請をする。そうした場合に町の段階で、そういうポイント制のことを把握して点数つけるといいますか、そういうことはあくまでも申請あった時点でやることの行為なののでしょうか。的を射ない質問かもしれませんが、ちょっと改めて確認します。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

ある程度、申請のあった時点で、私どものほうで担当のほうのポイント制に基づいた点数を計算をしまして、それに基づいて県のほうに申請をします。県のほうでは、それをまとめた上で国のほうへ申請するという形になってございますので、最終的には現在もどこの地域からどういうものが上がってきているかは、こちらのほうでまだ把握はできておりませんので、全国的に見て国のほうで点数の高いものから採択をしていくという格好になろうかと思えます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) それでは、ちょっと予算的なところに入っていきますが、一応今年度、令和2年度予算で360万円、当初予算で見えています。昨年度の予算書を見ますと366万6,000円、ほぼ同額見えておりますが、今回これ補正が上がっている内容があつてかかっているわけですが、360万円、当初予算で見ている分については、悪い言葉かもしれませんが、頭出しという顔出し予算と、そういう認識でいいのか、何か計画があつて360万円、当初予算で見ているのか、質問させていただきます。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

委員のご指摘のとおり、当初予算の作成時点については秋の収穫が終わった間もない時期ということもございまして、事業の取りまとめ、所要額調査も翌年の2月頃になってございます。そのために当初予算の編成のときには、顔出しというようなことで一応1,200万円ほどのコンバインの購入があるのではないかといい見込みで、3割程度の補助額を計上させていただいているという状況であります。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 事業内容を見ますと、2つのタイプがあるようでして、地域担い手育成支援タイプと先進的農業経営確立支援タイプと2つあるようで、後者の先進的農業経営確立支援、これで多分申請はなっていると思います。それで、予算書と一緒に説明概要の説明書が配られたわけですが、それを見ますと、今回補正に上がっているのがコンバイン5条1台、それから乾燥機の55石が2台、それからコンバイン6条が1台、乾燥機50石が2台。セッティングしますと、コンバインと乾燥機合わせれば2つの組合せが概要書の中からうかがえます。一応タイプとしては今申し上げましたが、機種的には2つの申請があつたということの理解でよろしいのでしょうか。各コンバインはコンバイン、乾燥機は乾燥機、4つの申請なのか、ちょっとそこを確認をさせていただきます。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今回申請をいただいているのは、先進的農業経営確立支援タイプのほうではなくて、融資主体補助型のほうになってございます。それぞれコンバイン2台、もう2戸の農家、乾燥機55石2台と50石2台もそれぞれの農家ということで、合わせて4件の農家のほうから申請をいただいているということでございます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 間違つた解釈をしておりました。分かりました。

では、2つの団体ではなく、あくまでも4件の申請があつたと、そういうことでございます。それで、今個人ということでした。これは、あくまでも個人なのです、最近町内に法人もありますので、あくまでもこれ個人の申請なのか、ちょっと再度確認をさせていただきます。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今回の申請は、個人の4件の農家ということになります。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) それで、またちょっと逆戻りしますが、この申請書を見ますと、事業費掛ける10分の3が補助率とあるようで、その後に概要書を見ますと、95.15とか八十何%とか、各パーセントが書いていますが、これが先ほど言ったポイント制に基づく数値なのか、ちょっとあえてこの場で質問をさせていただきます。パーセントの表す意味というのがどういうことなのか質問させていただきます。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今回ここに記載をしておりますパーセントについてであります。町のほうでポイントに応じてパーセントを提示しているわけではございません。国の都合で示されたもののようでありまして、昨年度はこの調整率はなかったわけでありませけれども、今般のコロナ対策のために回ったのか、全国的に要望が多いのか、調整率が生じて、この金額を示されたというところであります。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) では、ポイントの率ではなくて、あくまでも農林水産省所管のほうで判断された数値であると、そのようなことで理解をしました。

それでは次に、畜産業費のほうに移りたいと思います。6款の1項4目の畜産業費、これ豚熱等侵入防止緊急支援事業ということでしょうか、分かりませんが、見ますと、支援政府ということていろいろ表示をされているようです。一応具体的にはちょっと入りませんので、この事業については、営農集団とか農協等が対応可能だと。それで、国庫補助が2分の1あるようですが、先ほど来申し上げます概要書を見ますと、うかがえるのは防護柵と可動柵、これは野生のイノシシに対応する事業のようですが、同じくくりますと、3件の申請があったようにはうかがえるのですが、この申請の件数について伺います。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今回の3件の申請については、1個人と2法人という形になっております。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 今もし分かれば結構ですが、1個人、2法人ということですが、かなり前と比較しまして、養豚の経営されている方が減っているということは事実だと思えますが、町内で今、養豚業を営んでいる団体、個人も含めて概数で結構ですので、どの程度あるのか質問させていただきます。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

現在、町内で養豚経営を行っている法人が5つ、個人が2件という状況でございます。

委員長(齋藤 武君) 7番、菅原和幸委員。

7 番(菅原和幸君) 2個人と5法人ということですので、場合によっては再度こういう事業が出てくる可能性も否めないということだとは理解をさせていただきます。残す部分もありますので、そろそろ終わりますが。

最後に、この事業に関しまして、町の事業のかさ上げがあるのかどうか、それをお聞きして私の質問は終わります。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

町のほうからのかさ上げ分はございません。

委員長(齋藤 武君) 以上で7番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

8番、赤塚英一委員。

8番(赤塚英一君) 私のほうからも少しお聞きしたいと思います。介護保険のほうで少しお聞きしたいと思います。介護保険の今回、歳出のほうで1つ出ています。通所型サービス事業、これB事業ですか、B事業補助金、この事業内容をお聞きしたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

通所型サービスB補助金というふうなことで、50万円ほど介護保険会計の歳出のほうに計上をさせていただきました。地域における介護予防、生活支援の体制づくりを推進するために、地域住民が主体となって運営する介護予防活動の運営支援ということでございます。具体的には、西遊佐のまちせんカフェという名称で、西遊佐地区のほうで地域住民の方が行っている活動に対しましての補助金という位置づけでございます。中身については、これ令和元年度に県の事業であります県の事業を活用いたしまして、この事業立ち上げをさせていただいたものでございます。令和2年度になりまして、なかなか地域住民の方々のボランティアで運営をしておるということもございまして、今回、町のほうから支援をさせていただくということであります。西遊佐まちづくりセンターを会場にいたしまして、西遊佐地区の皆さんが集まっていたいて、その中で体操をやったりあるいはカフェということでございますので、お茶飲みをしたり、場合によっては食事の提供なんかもあるという事業の取組でございます。

以上です。

委員長(齋藤 武君) 8番、赤塚英一委員。

8番(赤塚英一君) 西遊佐のまちせんで行っている事業ということですが、西遊佐で取り組んでいる、これ今回カフェという形でお話しのようだったのですけれども、これは西遊佐のほうで行っているエプロンサービスですか、これとイコールということで理解してよろしかったのでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

結論から申し上げますと、エプロンサービスとは別物ということでございます。もう少し申し上げますと、エプロンサービスというのは訪問型のサービスというふうなことで、こちらは登録されている方について、お互いにサービスを受ける方、それからサービスを提供する側がそれぞれ登録をして、サービスをされる側のお宅のほうに訪問をしてサービスを提供するという形のものでございます。今回の通所型サービスBにつきましては、これは通所型ですので、通っていただくという形を取っているものであります。なお、通所型サービスBという名称でございますが、これには通所型サービスAと、それからCというものもございまして、Aについては通所型でデイサービスのような形式を取るもの、それからCについては同じく通所型ですが、町の保健、医療

専門職による短期集中型のサービスというふうな位置づけになってございます。

委員長(齋藤 武君) 8番、赤塚英一委員。

8 番(赤塚英一君) そうしますと、これは通所型のデイサービスと、非常に地域で行っている、例えば簡易版みたいなイメージで、そこに来ていただいて、日中例えばお茶飲みながらいろんなおしゃべりをしたり、いろんな作業をしたり、時には食事の提供なんかもあったりなんかしてやっているという形でいいわけですね。そうしますと、これは西遊佐でしか、今回西遊佐ということですがけれども、ほかの地域ではそういう動きというのは、要望的なものも含めてですがけれども、こういうのをしたいという要望みたいなとかほかの地域の考えみたいなものはないのでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

今現在、先ほど申し上げましたとおり、令和元年度に西遊佐地区のほうでこの組織を立ち上げまして、今年で2年目ということで活動してもらってございます。西遊佐地区以外にという話でございました。今回予算としましては、西遊佐のまちなかカフェのほうに30万円、それから今後新たに新規の団体としてほかの地区のほうで立ち上げをするための補助金ということで20万円、合わせて50万円を計上させていただいたところがございます。できればほかの地区でもこういった取組をしていただきたいということで、予算を計上しているところがございますが、今のところまだいつ立ち上げることができるかといったようなめどは立っていない状況です。ただ、他の地区におきましても、それぞれこの取組についてPRをしているところがございます、機運は大分盛り上がっているというふうには聞いてございますが、具体的なまだ立ち上げの日程までは至っていないという状況でございます。

委員長(齋藤 武君) 8番、赤塚英一委員。

8 番(赤塚英一君) 歳入のほうです、見ると、ほとんどが介護予防だとか、日常の支援だとかということになっています。介護予防という部分に関しては非常に有効的な取組かなと思いますし、当然いわゆるA型ですか、みたいな形で介護の例えばある程度、必要性が認められないと使えないみたいなところではなくて、割と誰でも、誰でもという言い方はおかしいですがけれども、介護を予防するという部分でひどくならない、自分で自分のことはできますよという一定の機能を保つためには非常にいい取組かと思うのです。そういう意味では、もう少し広い形でやれるような状況をつくっていただければなと今お話を聞いていて思っています。ほかの地域にもどんどん広げながらやっていただければいいなと思います。ただ、これは今回やるのはなかなか大変なので、また別の機会にしたいと思うのですけれども、いろんな介護の会計から見れば、そういうことを要望の部分をしっかりしていかないと、なかなか将来大変になってくるのかなという思いもありますので、せっかくですからいい事例であります。県は、立ち上げだけお金出して、あとはみたいなイメージになってしまいますけれども、その辺はしっかりと予算の手当てしていただいて、事業をしっかり支えられるような形、これからも持っていただければと思います。その辺今町長、うなずいていますけれども、何かご所見等あればお伺いしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

委員長(齋藤 武君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 介護保険会計が今年度で第7期が終了、次年度から第8期が始まるということで、将来的な会計全体の町の負担がどのぐらいまで増えていくのかが心配をされています。ただ、今期、次期8期で新

たに後期高齢者になれる世帯は、まだ戦後のベビーブーマーが強力には増えていかないであろうと、3年間で。ということは、今がもう介護予防等の施策を十分に整える絶好の3年間というふうに認識をしています。やっぱり新しい計画つくるとき、これまでのことにこだわってくることもあるのですが、例えばエプロンサービスも始まりました、まちせんカフェも始まりました。地域によっては積極的にその地域でやっぱり支えようとしてきている地域が出てきたり、おとといの一般質問であった社会福祉協議会が高齢者をしっかり送迎するという、そういう支えを体制としてはまず整えたということは、非常にやっぱりありがたいことだと思っておりますが、最終的には負担をどうやってやっぱり公がしていくかというのが、結局はそこに行き着くところになるのだと思っております。介護保険が多分20億円の決算を超えそうであります。第1期は、8億円で想定して、6億円だったやつが20億円ということは完全2.5倍。ということは、町の負担金もあれ12.5だから、パーセント、常に繰出金が求められるわけで、それら等が増えてくるということを想定されますときに、人口減少という課題は抱えながらも、やっぱり税収の確保、新たな税収が何で求められるかというのがやっぱり大きな町の課題だと思っております。それら等やっぱりサービスするには、国、県からの補助金だけでいいというわけではなくて、かなり地域からやっぱり支えていかないと大変なことも想定されますので、それらの準備をしっかりとしていきたいと、このように思っています。

以上であります。

委員長(齋藤 武君) 8番、赤塚英一委員。

8 番(赤塚英一君) 今町長からもお話ありました。今のうちから備えられるところしっかり備えていかないとなかなか大変だと思っておりますので、ぜひせつかくのいい事業ですから、これは有効に使っていただいて、寝たきりにならないような形、これからも幸せな人生を送れるような、私が一般質問でさせてもらいました社会基盤、いわゆる社会インフラの一つのソフトの部分、1つ重要な介護というのは大切だと思っておりますので、この辺はしっかり見ていきたいと私も思っておりますので、ぜひこの辺は課長もなかなか大変だ、国の制度ですので、なかなか身動き取れないところいっぱいあるかと思うのですが、しっかりと頑張っていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私の質問は、以上で終わります。

委員長(齋藤 武君) 以上で8番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) それでは、私はまず産業課のほう、豚熱等侵入防止ということで、先ほども7番委員からも質問ありました、いわゆるイノシシの侵入防止ということですが、実際法人5つ、2個人のうち、2法人1個人ということですが、聞くとところによれば、豚舎を侵入防止の柵を造らなければいけなくなった、いわゆる法令化されたというような話ですが、その辺の状況について、あとブルーラインの辺りでイノシシが子連れで歩いていたという発見、目撃情報はあるようですが、遊佐町の出没状況も併せて質問させていただきます。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今回の豚熱等侵入防止緊急支援事業については、昨年、家畜伝染病予防法が改正をされまして、防護柵設置を含む飼養衛生管理基準の遵守が法令で定められております。その定められたものが11月1日まで豚舎の周

りに防護柵を設置しなければいけないということになったわけでありまして、それに基づいて本来は6月でなく9月頃に補正計上したいところでありましたが、11月1日まで設置をしなければいけないということで今回計上させていただいたところであります。なお、ほかの今回1個人、2法人の申請でありますけれども、ほかの法人や個人は昨年度も実施をしておりますので、それに対応しているという状況でございます。

なお、町内におけるイノシシ等の発生状況でありますけれども、昨年については稲刈り前に箕輪方面で出沒して稲に痕跡を残したという経過がございましたが、今のところ今年に入ってから町の町に入っている情報等はまだまだございませんけれども、猟友会の皆様によりますと、もう山の中にはところどころにイノシシの足跡が獣道のようについていてという状況のようでありますので、町の近場のほうには出ておりませんが、山の中にはもう数え切れないイノシシが生息しているという状況のようであります。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) 今回のコロナの影響で、かなり畜産関係の経営もなかなか苦しいというふうなお話も聞いておりますので、先ほどの7番委員への答弁では、町の加算はないのだという話でしたけれども。あと、今の2団体、1個人で全部終了という形になるので、2分の1補助ということでは、なかなか対象者としてもきついのではないかとこのように思うのですけれども、その辺の状況をもう少し詳しくお伝えいただければと思います。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今回2分の1補助ということで1,000万円ほど計上させていただいておりますが、まだまだ見積り等も取っていない状況ということもあって、今回補正に計上した額については国のほうで定めておりました基準単価がございました。防護柵についてはメーター1万5,000円、あと可動柵についてはメーター4万円という基準を示されておりましたので、それに基づいて豚舎を防護するという形の申請額を計上しておりますが、実際業者のほうに入札にかけた場合は、もう少し金額的には減額されるかと思っておりますが、ある程度の自衛の手段を取っていただくということで、その分の自己負担についてはやむを得ないかなと思っております。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) この2団体、1個人で全くの個人経営なのか、いわゆる何とか豚という形で集約して生産、販売しているところの、いわゆるバックアップがあるのかという、その辺のところと、あと柵は電気柵なのか、どういう仕様の柵を今、国では求めているのか教えていただきたいと思っております。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今回の申請にあったのは、杉沢の1個人の方と、あとは法人2団体のほうという形になっておりますので、それぞれ個人の方についても農協系でありますし、そのほかは法人のほうでそれぞれ大きくバックアップされているかと思っておりますので、特段問題はしていないところでありますが、国のほうで定めている防護柵の種類ということでは、電気柵であったり、普通のとげとげしている針金等の設置であったり、いろいろ基準はあるかと思っておりますが、それがどちらのほうにするかは今のところまだ具体的な資料も出ておりませんので、あくまでも国で示した単価で今回計上させていただいているという状況であります。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) 今回設置すれば、取りあえず皆さん、防護柵ができるというわけですけれども、設置できなかった場合のペナルティーみたいなものはあるものなのか、その辺はいかがでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

国のほうで家畜伝染病予防法の改正のため、そういった飼養衛生管理基準の遵守が法令で定められておりますので、それなりの罰則があるのか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) 先ほどの答弁の中で、いわゆる個人、企業名等々は記録には残さないようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。その後強い農業ということでまたその計上がございました。概要書を見ても、6条コンバインよりも5条コンバインのほうが高かったり、いわゆる見積りがすごく曖昧な感じがするのですけれども、その辺少し説明いただければありがたいのですけれども。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

通常は5条より6条のほうが高いのが普通なのでありますけれども、今回の6条コンバインについては新古車ということで、性能は6条の性能でありますけれども、価格は少し安くできたというような状況のようであります。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) 5条の新古車はなかったのですか。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

申請に基づいてこちらのほうで出しておりますので、多分5条のほうは新車の価格と思っております。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) 先ほども10分の3にわざわざまた88%なり95%なりかけているということで、今までこんなことはあまり見たことなかったのですけれども、国の基準というのはどういうふうなことでそういうふうな数字が出てくるのか、お願ひいたします。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

なぜ出てきたかはちょっと私も分からないところでありますけれども、今回86%ほどと95%に分かれておりまして、86%ほどに設定された部分については、消費税込みの価格を設定されたもので、95%の分は消費税抜きの本体価格にかかったものでありまして、まずはそういった形で、その差については国のほうで示しているようでありました。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) これ前もありましたけれども、採択にならなかったというのが農業の支援事業が多々あるわけで、県内でもかなりの応募があったと思うのですけれども、その辺の状況について令和元年度の状況から推察して、これ満額いけそうですか。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

令和元年度については、申請あった分が全て許可になったわけでありましてけれども、今回については全国的にどの程度の要望があるかと、あとはコロナ関連のほうにお金も回っているという状況もありますので、あとはポイントがどの程度、全国レベルのほうにいつているのか、その辺を鑑みませんと、私の段階では何とも言えないという状況であります。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) これもいわゆる町の支援、かさ増しみたいな部分は考えていませんでしたでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

国のほうの補助があるということでありますので、町のかさ上げ等については考えておりません。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) なかなか農業機械も高くなってきて、補助がなければ新車なんかには乗れないような状況でございますので、ぜひ農家経営に負担にならないような施策も町のほうでも考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、見慣れない予算が入っております、文化財保護費の説明には、荘内酒井歴史文化振興会負担金ということがございます。それ説明をお願いいたします。

委員長(齋藤 武君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) お答えいたします。

荘内酒井歴史文化振興会というのがございまして、今年の2月14日に設立総会がございました。一般社団法人なわけなのですがけれども、法人の設立目的につきましては酒井家が庄内に入りまして400年の記念の節目を迎えると、これが2022年でございます。この22年に旧庄内藩の藩主であります酒井家の墓所、これが鶴岡の菩提寺だった大督寺に隣接する7,000平米ほどの墓所がございまして、それを一般公開したいということでございます。今回やはりかなりの広さがございまして、整備に莫大なお金が必要だということで、遊佐町からもぜひ応分の負担をとということで、今回2万円の負担金を求められておると。当初予算には当然準備してございませぬので、このお金を支払わないと会員になれないということもございまして、今現在もう既に119団体の法人、それから135名の個人会員、これがもう支払いを済ませて会員になっているという状況でございます。

委員長(齋藤 武君) 9番、阿部満吉委員。

9 番(阿部満吉君) 酒井家ともなれば、やっぱり遊佐町にもなかなかゆかりの深いお方ではございますので、これは何がしということではございませぬけれども、例えば今年の春、酒井家のいわゆる刀剣の展示がございましたので、見に行きました。そういうことで墓所のほうもいろいろ見て回れるというようなことになるものなのか、その辺はいかが、どのような整備の仕方をしようとしているのかだけお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

委員長(齋藤 武君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) 整備内容につきましては、まず通常で維持管理、つまり墓所内の樹木剪定、それから草刈り等、維持に150万円ほど年間にかかるということなわけですが、今回そのほかにコンクリ

ート柵の解体をしまして、新しくそれを整備すると。それから、石灯籠も破損している部分を修復する。それから、一般公開ですので、標示板、監視カメラ等の防犯システム、案内板の設置、それから受付のための入り口の設置も行って整備を進めたいと。これが2021年度までに完成を予定しているということでございます。

委員長(齋藤 武君) 暫時休憩いたします。

(午前11時40分)

休 憩

委員長(齋藤 武君) 再開いたします。

(午前11時41分)

委員長(齋藤 武君) 以上で阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

10番、高橋冠治委員。

10番(高橋冠治君) 議会始まって午前中に終わるというのもいかなものかというふうに思っております。それでは、一般会計補正予算7ページ、歳出です。先ほどから新庁舎建設事業債ということで140万円。そして、設計監理委託料。庁舎の無散水事業は、国の事業の採択にならなかったということでありまして。この事業の規模、面積を、その詳細を伺います。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

今回無散水の消雪で予定しておりました融雪面積、駐車場等の面積につきましては、合計で2,077.4平米でございます。内訳といたしましては、車を止める駐車場については1,522.7平米。それから、歩道と言われる部分について311.7平米。それから、本体工事のほうに含まれる歩く部分、歩道といいますか、その部分が213平米ということで、合計で2,077.4平米という面積になってございます。

委員長(齋藤 武君) 10番、高橋冠治委員。

10番(高橋冠治君) 無散水ということで、多分下に電熱か給湯するのかなというような設計だというふうに思いますが、本来の融雪システムのどういうシステムを検討していたのか伺います。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

通常言われているとおり、地下水を循環させて雪を解かすシステムの融雪システムでございます。

委員長(齋藤 武君) 10番、高橋冠治委員。

10番(高橋冠治君) 設計監理委託料ということで、これがしなくなったということなので、普通の外来工事に戻すという設計監理の、外構工事の変更ということでいいのでしょうか。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

今回無散水融雪設備をやめるということになったわけでございますけれども、それに伴います建築資材の数量、それから労務費等の積算、そういったところのやり直し、あとは図面等も必要になるわけでありまして、そういったことの作成に伴う委託料という内容でございます。

委員長(齋藤 武君) 10番、高橋冠治委員。

10番(高橋冠治君) 素人考えでは、今まで無散水ではないのに新しく無散水事業になりましたということになれば、設計を変更するなり、いろんな手間がかかるということで設計監理料がアップするというのは分かるのですが、これがなくなったということなので、私的に素人的に、なくなったので、今までの設備はもう要らないのだと。既存の外構工事でいいのだというふうになったときに、そんなに百六十数万円もかかるような設計になるのかなというふうに私個人的には思うのです。思いませんか、皆さん。これが分からないので、業者から言われた、これは業者から出されたときにも設計の根拠というのはいかに示されているのか伺います。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

一般的に通常のご家庭であれば、やろうとしたものを舗装に変えます、コンクリートに変えます、そういったレベルの話であれば、要らないという話になるのかとは思いますが、今回外構工事として当初予算で予算計上させていただいておりますのが1億9,800万円であります。それに伴う無散水の部分が約1億3,000万円ほどございます。その設計をやめて、新たに組み直すということでもありますので、それなりのコストがかかるということでもございまして、委託料の根拠につきましては、今設計を委託しております業者に見積りをいただきまして、積算したところでございます。

委員長(齋藤 武君) 10番、高橋冠治委員。

10番(高橋冠治君) 本来の工事料が1億数千万円なので、そのぐらいの設計変更料はかかるのだというような話であります。それなりのという言葉です。果たしてそれなりという言葉は合うのでしょうかというふうに思いますが、まずは当然ここに、前もこの話出たときに、どのように除雪体系を持っていくのか。今までどおり職員が当番制で朝、ここの除雪をするということが今までやっておりましたが、この面積になると、そういうふうにもいかないのかなというふうに思っておりますので、改めて確認をいたします。どのように除雪体系を持っていくのか、伺います。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

委員おっしゃられましたとおり、今現在というのは役場前駐車場については、職員が交代で除雪を朝早く出ただいてやっていたという状況でございます。新庁舎につきましては、先ほど申しました駐車場の部分については1,500を超える平米数があるわけでございますので、そこを職員が人力でという話には当然ならないということでもありますので、その部分については外注をしたいというふうに考えてございます。ただ、要するに機械の入れない部分も当然出てくるわけでもありますので、その部分については職員をお願いをする部分も出てくるのではないかなというふうに考えてございます。

委員長(齋藤 武君) 10番、高橋冠治委員。

10番(高橋冠治君) 外注をするということではありますが、ほかの庄内町、新しい庁舎ができました。融雪システムはどのようになっているのか私は分かりませんが、外注するなり。そうすると、狭いところに今回も8トン級の除雪ドーザの購入の事件案件出ておりますが、それでがらやるわけにはなかなかいかないのかなというふうに思っておりますが、それなりの機械を調達して業者に任せるといったような話もなろうかと思いま

す。まず、無散水ができないということでありまして、非常に残念であります。国から駄目だと言われたという話であります。町の考えとしてはそもそも無理があったのか、最初からこれを出して見て駄目だったら仕方ないという気持ちでやったのか、ほぼほぼこれは通るのだというような考えでいったのか、国がどういう事情でこれを採択しなかったのか、町はどのように判断しているのか伺います。

委員長(齋藤 武君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

当然町としては、もう無散水融雪設備でいくのだという考えで当然進めておりました。国の予算がつかなかったということはもう寝耳に水でありまして、非常に残念に思っているところでございます。

委員長(齋藤 武君) 10番、高橋冠治委員。

10番(高橋冠治君) 町から言われ、急な判断だったと。普通であればそれなりのいいですよというような内々示ぐらいの話は出て、そして設計をしていくのだというふうであります。これは急だった、それも原因が分からないと、国の判断だけだったということでありまして。非常にそうすると、国も意外と冷たいのだなというふうに思いますが、ただそれだけだったのか、内容分かる人、町長、よろしく願います。

委員長(齋藤 武君) 時田町長。

町長(時田博機君) 設計の段階では、無散水消雪はそのとおり、令和元年度の環境省の事業では、それには補助金は2分の1オーケーという話ですと進めてきたと伺っています。ところが、令和2年度になってその制度をやめますというふうな報告を受けて、担当の職員は大変な混乱を来したという記憶があって、私のところに相談来たのです。ところで、幾らだっけ、その事業費って、1億九千何百万円。半分が補助金だという話でしたけれども、補助金ないならやめてもいいのではないかと判断したのは私です。なぜかという、町内の事業所に年間契約して除雪をお願いしたほうがずっと地域には、毎年、毎年お金が回るというシステムを1億9,000万円、そんな30年使っても40年使ってもそんな金は払わなくても済むのではないのという思いがありましたので、今までどおり職員からはある程度やっぱり率先して除雪をお願いして当番制で、それはやっぱり一定のところはしてもらわなければまずいでしょうけれども、大がかり、機械を入れてやらなければならないところについては、それだけの投資をして、国の補助が駄目であれば、それは当然民間にお願いしたほうがずっと町としては、民間事業者も多分喜んで協力してくれるのではないかとという思いで、そのような判断をさせていただいたということ。担当者は、非常に昨年までは環境省はそれをよしとした事業だったのが令和2年度にその予算を削ったということでありまして、国とぶつかっても駄目だと、国がそれなりの理由でやめた事業を遊佐町だけ維持してくださいということは無理があるのしょうから、諦めも早く、そして地域の活性化にはそっちのほうがずっと安く上がっていくのは、それでいいのではないかと判断しました。

以上であります。

委員長(齋藤 武君) 10番、高橋冠治委員。

10番(高橋冠治君) 私は、1億9,000万円自前でやれとは言っておりません。それは、町長の判断は適切だと私は思っております。ただ、大きい事業が急に変わったいきさつがどうだったのかがよく分からないという話で、環境省の事業だったと。担当者が替わったからかなと、そんなふうに思いますが、まずは先ほどは監理設計料からお話を聞いたのですが、しっかりした除雪体系で、そのようなことにしていただければありがたいというふうに思いまして、ちょうど時間になりました。私の質問を終わります。

委員長(齋藤 武君) 以上で10番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時55分)

休 憩

委員長(齋藤 武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時)

委員長(齋藤 武君) 先ほどの質疑において、佐藤産業課長の答弁の保留及び修正につきまして、発言があります。お願いします。

佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) 先ほど阿部委員の質問の中で、家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準に定められている防護柵を設置しないときの罰則規定について答弁、保留をしておりましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、それを設置をしなかった場合については、都道府県知事が初めに指導、助言を行うこととなります。その後、勧告か命令の処分が下りまして、それにも従わなかった場合は100万円以下の罰金に処するという形で、家畜伝染病予防法第66条のほうに規定をされておりました。

なお、答弁の一部訂正をさせていただきたいのですが、防護柵については先ほど電気柵やバラ線という私申し上げましたけれども、この予防法に定められている防護柵については簡易的な金網で大丈夫だということでしたので、イノシシ等がそれを飛び越えない高さの金網設置というような形になろうかと思えます。

以上であります。

委員長(齋藤 武君) 引き続き質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長(齋藤 武君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、討議を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(齋藤 武君) ご異議なしと認め、採決に移ります。

本特別委員会に審査を付託された議第39号から議第42号まで、以上4件を採決いたします。

この採決は、1件ごとにそれぞれ区分して挙手採決で行います。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

最初に、議第39号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長(齋藤 武君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第40号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長(齋藤 武君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議第41号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長(齋藤 武君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

最後に、議第42号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

委員長(齋藤 武君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後1時05分)

休 憩

委員長(齋藤 武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時40分)

委員長(齋藤 武君) 報告文の案文ができましたので、議会事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長(佐藤廉造君) 報告書案文を朗読。

委員長(齋藤 武君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(齋藤 武君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これもちまして補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

皆様のご協力誠にありがとうございました。

(午後1時42分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

令和2年6月12日

遊佐町議会議長 土 門 治 明 殿

補正予算審査特別委員会委員長 齋 藤 武